

淀川サポート制度

淀川サポート制度 ～あなたの手で淀川のみどりと環境を守りませんか？～
淀川サポーターを募集します！

国土交通省淀川河川事務所では、当事務所が管理する淀川(宇治川含む)、桂川、木津川等において、河川の美化活動などを通じて、河川に興味を持ち、さらには河川を大切にしていただく気持ちを持っていただくために、淀川等で清掃除草、植栽・植生管理及び生物保護活動等を実施する団体を支援する「淀川サポート制度」を開始しました。地域や学校、企業など、皆様からのご応募をお待ちしています。

[淀川サポート制度とは]

当事務所が管理している河川を対象として、河川の清掃や美化等を行っていただく制度です。アメリカで考案された「アドプト・ア・ハイウェイ・プログラム」からヒントを得ています。

[対象河川]

淀川(宇治川含む)、桂川、木津川、東高瀬川など当事務所が管理する河川です。

[サポーターの活動内容]

清掃や除草、植栽・植生管理などを行っていただきます。活動期間は1年間で、1年経過後は更新もあります。※植栽・植生管理は当事務所が指定する箇所に限ります。

[当事務所の役割]

清掃用具等の貸与及び給付(ただし数量に限りがあります)や収集ゴミの回収などを行います。

[募集期間]

随時申込みを受け付けています。

※その他、詳細は裏面の淀川サポート制度実施要領をご覧下さい。

また、淀川河川事務所ホームページにて淀川サポート制度Q&Aがご覧頂けます。

淀川サポート制度申込書もダウンロードできます。

ホームページURL <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/>

なお、以下の場所でも上記資料を入手していただけます。

○淀川河川事務所 枚方市新町2丁目2-10 TEL072-843-2861

○福島出張所 大阪市福島区海老江8-3-15 TEL06-6458-2102

○毛馬出張所 大阪市北区長柄東3-3-25 TEL06-6351-2580

○枚方出張所 枚方市桜町3-32 TEL072-841-5362

○高槻出張所 高槻市大塚町4-28-1 TEL072-675-0822

○山崎出張所 高槻市上牧町4-55-1 TEL072-669-1916

○伏見出張所 京都市伏見区葭島金井戸町官有地 TEL075-611-2281

○木津川出張所 京田辺市田辺針ヶ池23 TEL0774-62-0075

○桂川出張所 京都市西京区桂浅原町174 TEL075-381-4667

[お問い合わせ先]

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課

枚方市新町2丁目2番10号 TEL072-843-2861

淀川サポート制度実施要領

(目的)

第1条 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所(以下「事務所」という。)が管理する一級河川(以下「事務所管理河川」という。)の河川管理に資するボランティア活動を支援し、活動団体と事務所が協力して良好な河川環境の保全・整備を図るとともに、河川愛護意識の一層の向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第2条 淀川サポート制度とは、事務所が事務所管理河川の一定区間において河川管理に資する活動を定期的に行い、良好な河川環境の保全・整備に積極的に取り組む活動団体を淀川サポートーとして認定し、必要な支援をするなどの協力を事務所が行うことをいう。

(淀川サポートー)

第3条 地域の団体や学校又は企業などどのような者でも淀川サポートーの認定を申し込むことが出来る。ただし、社会的秩序を乱すと考えられる団体は除外する。

(活動内容)

第4条 淀川サポートーが実施するボランティア活動とは、次のものをいう。

- 1 清掃
- 2 除草、植栽・植生管理
- 3 生物保護活動
- 4 その他事務所が認める活動

(活動場所)

第5条 淀川サポートーの活動場所は、事務所管理河川の高水敷及び堤防とし、原則として100m以上の区間とする。ただし、植栽・植生管理については事務所があらかじめ指定する範囲内で活動するものとする。なお、植栽・植生管理について同一活動場所に複数の申し込みがあった場合は、事務所は活動場所を分割するなどの調整を行うことができる。また、活動が終了した場合や河川工事等により活動できなくなったなどの場合に、植えられた植物について事務所は補償等を行わないものとする。

- 2 事務所は活動場所に淀川サポートー名や活動場所を記したサインボードを設置することができる。

(活動期間)

第6条 淀川サポートーの活動期間は1年間とし、その後は更新することができる。なお、植栽・植生管理について同一活動場所に複数の申し込みがあった場合は、事務所は活動期間の更新を制限することができる。

(活動に対する支援)

第7条 淀川サポートーの活動に対し、事務所は次の支援を行う。

- 1 清掃用具等の貸与及び給付
- 2 収集ゴミの回収

(認定手続等)

第8条 活動団体が淀川サポートーの認定を受けようとするときは、あらかじめ別記様式—1に定める淀川サポート制度申込書を活動場所の管理を担当している国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所の担当出張所(以下「担当出張所」という。)を経由して国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長(以下「事務所長」という。)へ申込むものとする。

- 2 事務所長は前項による申込みがあったときは審査をし、その結果が適正であった場合は淀川サポートーとして認定して認定書を交付する。

(協定)

第9条 事務所長は活動団体を淀川サポートーとして認定したときは、淀川サポートーと淀川サポート制度協定書を締結するものとする。

- 2 淀川サポートーが活動期間中に協定の解除を申し出たとき、協定書に規定する責任を果たしていないとき又は淀川サポートーとしてふさわしくないと認められるときは、事務所長は協定を解除することができる。

(活動計画)

第10条 淀川サポートーは、年度当初に担当出張所と協議を行う等により別記様式—2に定める淀川サポート制度活動計画書を作成して、担当出張所を経由して事務所長へ提出するものとする。また、活動後はその都度別記様式—3により活動内容を担当出張所へ報告するものとする。

(活動中の事故等)

第11条 淀川サポート制度活動中の事故及び第三者との紛議については、淀川サポートーの責任とする。

(指示)

第12条 担当出張所は、河川管理上又はその他やむを得ない事情があると判断した場合は、淀川サポートーに対して、活動に対する指示を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年3月12日から施行する。

この要領は、平成25年5月30日から施行する。